

令和8年（2026年）5月28日

各市町村教育長 様

各県立学校長 様

熊本県教育長 越猪 浩樹

教職員における夏季期間中の特別休暇について（通知）

このことについて、下記のとおり特別休暇を承認することとしましたので通知します。

なお、当該特別休暇の取得に当たっては、年次有給休暇等を組み合わせるなど、効果的な休養となるよう御配慮願います。

また、教職員が年次有給休暇を取得しやすい環境をつくるとともに、年間を通じた年次有給休暇の計画的取得が促進されるよう、市町村教育委員会においては貴管下の教職員に対し、県立学校においては所属教職員に対し、周知及び支援につきましても併せてお願いします。

記

1 特別休暇の趣旨

夏季期間中は、暑さのために疲労が蓄積しやすく、十分な休養が必要であること、児童生徒も夏休み期間中であり、スポーツ、レジャー等を通じて家族や地域とのふれあいを深める良い機会となることなど、教職員の心身のリフレッシュ並びに公務能率の向上を図る観点から認められる特別休暇である。

2 特別休暇の付与日数及び承認単位

特別休暇の付与日数は5日以内とし、1日又は半日を単位として承認する。ただし、半日は、始業の時刻から、又は終業時刻まで連続する4時間（休憩時間を除く。）を「A半日」、3時間45分（休憩時間を除く。）を「B半日」とし、「A半日」と「B半日」のいずれも取得して1日と換算する。

3 特別休暇の承認期間

特別休暇の承認期間は、6月1日（月）から9月30日（水）までとする。ただし、公務上の理由によりこの期間に当該特別休暇を取得できなかった場合は、10月31日（土）までとする。

4 再任用職員等の取扱いについて

- (1) 再任用フルタイム勤務職員、4月から任用された臨時的任用教職員については同様の取扱いとする。なお、臨時的任用教職員の付与日数については、5月採用者は4日以内、6月採用者は3日以内、7月採用者は2日以内とする。
- (2) 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員の付与日数については5日以内とし、承認単位を1日のみとする。
- (3) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）の付与日数については3日以内とし、承認単位は1日のみとする。

5 休職者等の取扱いについて

特別休暇の趣旨を踏まえ、休職、停職、育児休業、介護休暇及びその他長期にわたる休暇（年次有給休暇を除く。）に引き続きこの休暇を使用することはできないものとする。

6 その他

(1) 取得計画の作成

休暇の取得に当たっては、教職員別の計画表を作成し、業務に支障を来さないよう調整を図り、効果的かつ計画的な使用に努めること。

(2) 特別休暇と年次有給休暇等との連続休暇

連続した休暇の取得を促進することは、勤務時間短縮等の推進を図るうえからも有効な方策であるので、特に、8月上旬における校内で設定される会議及び研修等については日程調整に配慮し、当該特別休暇や年次有給休暇、週休日等との組み合わせにより、効果的かつ連続した休暇となるよう計画すること。

なお、次年度以降の改善に向け、取組状況を今後お伺いすることがあります。

【問合せ先】

熊本県教育庁教育総務局

学校人事課 小中学校人事班 井上

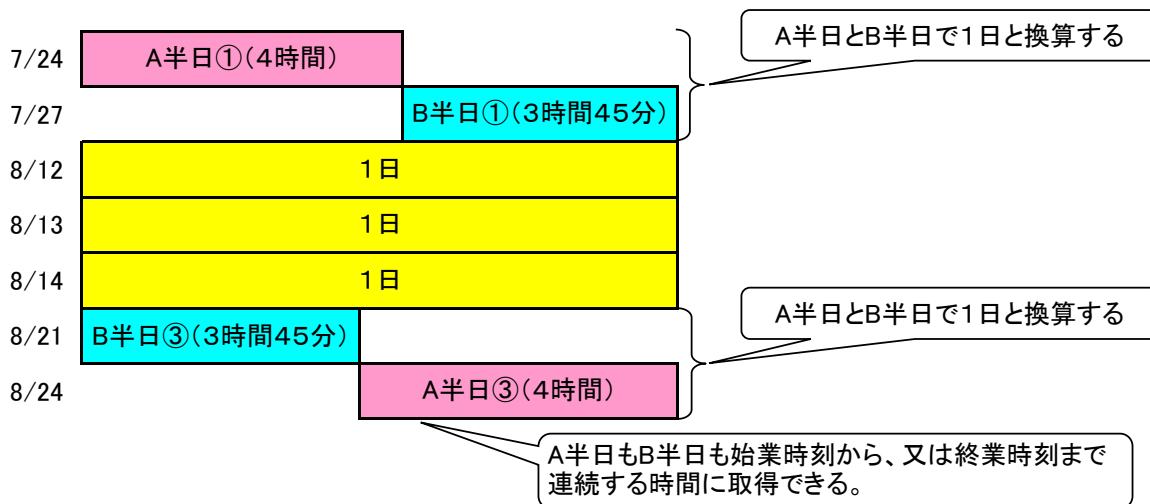
県立学校人事班 大塚

TEL 096-333-2695、2694

取得例(図解)

教職員の例 (1日7時間45分勤務、勤務時間の割り振りは各学校で異なる)

- ・ 始業の時刻から、又は終業時刻まで、連続する4時間を「A半日」、連続する3時間45分を「B半日」とする
- ・ A半日+B半日=1日(7時間45分)と換算



夏季休暇取得に係るQ&A

No	質 問	回 答
1	「A半日」を2回取得して、1日と換算することができるか。	半日の換算は「A半日」+「B半日」=1日のため、できない。
2	夏季休暇の半日と年次有給休暇との併用は認められるか。	認められる。

夏季期間における教職員の連続休暇取得の促進（試行）

教職員のウェルビーイングと幸福感を高める⇔『次の働き方改革と教員不足解消』

現 状

- 教職員の1学期終了時期の様子は・・・
 - ・4月からの疲労が蓄積
- 夏季期間中の特別休暇が承認されるが・・・
 - ・休暇の取り方が個人任せで偏りがある
- 効果的な休養となるようとしているが・・・
 - ・年休の取得率が安定しない

課 題

休息不足
⇒心身の疲労蓄積

創造力の低下
⇒余裕のない働き方

働く意欲の低下

取組内容

「8月前半に教職員が計画的に夏休みを取得する制度を導入」 ○R8は8月1日～15日の間

8 August 2026						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

Summer Recharge Weeks

サマー

リチャージ

ウィークス（夏の再充電期間）

期待される効果

- 教職員の心身の健康の保持増進
- 授業力向上を目的とした学校を離れた場所での研修期間の確保
- 教職員の人間力向上につながる余裕ある働き方の推進
- 年休取得率の向上
- 昨今の大学生が抱く「安定した会社で、十分な待遇を受けつつ、風通しの良い環境で、バランスよく働きたい」等のニーズへの対応

実施のポイント

- 連続休暇が取得可能となる業務の計画的遂行
 - ・休暇期間前後の業務整理と期間中の緊急連絡体制の簡素化を図り、期間中の校内会議等の日程設定・削減に配慮する。
- 連続休暇のための環境整備
 - ・年次有給休暇、夏季期間中の特別休暇及び学校閉庁日を組み合わせた気兼ねなく休める体制を構築する。
- 連続休暇の有用性の周知
 - ・休暇取得が可能となる環境整備がなされることは、教職員が自らの計画した方法で静養や自己研鑽に励むことができるようになることの理解を図る

※これらの内容は、
現在予定・計画されている行事等の変更を依頼する主旨ではなく、校内で新たに
計画する予定の研修や職員会議等の設定について配慮を依頼するものです。

県立学校における

夏季期間における教職員の連続休暇取得の促進（試行）

教職員のウェルビーイングと幸福感を高める ⇔ 『次の働き方改革と教員不足解消』

現 状

- 教職員の1学期終了時期の様子は・・・
 - ・4月からの疲労が蓄積
- 夏季期間中の特別休暇が承認されるが・・・
 - ・休暇の取り方が個人任せで偏りがある
- 効果的な休養となるようとしているが・・・
 - ・年休の取得率が安定しない

課 題

休息不足
⇒心身の疲労蓄積

創造力の低下
⇒余裕のない働き方

働く意欲の低下

取組内容

「8月前半に教職員が計画的に夏休みを取得する制度を導入」 OR8は8月1日～15日の間

8 August 2026						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

Summer Recharge Weeks

サマー

リチャージ

ウィークス（夏の再充電期間）

期待される効果

- 教職員の心身の健康の保持増進
- 授業力向上を目的とした学校を離れた場所での研修期間の確保
- 教職員の人間力向上につながる余裕ある働き方の推進
- 年休取得率の向上
- 昨今の大学生が抱く「安定した会社で、十分な待遇を受けつつ、風通しの良い環境で、バランスよく働きたい」等のニーズへの対応

実施のポイント

- 連続休暇が取得可能となる業務の計画的遂行
 - ・休暇期間前後の業務整理と期間中の緊急連絡体制の簡素化を図り、期間中の校内会議等の日程設定・削減に配慮する。
- 連続休暇のための環境整備
 - ・年次有給休暇、夏季期間中の特別休暇及び学校閉庁日を組み合わせた気兼ねなく休める体制を構築する。
- 連続休暇の有用性の周知
 - ・休暇取得が可能となる環境整備がなされることは、教職員が自らの計画した方法で静養や自己研鑽に励むことができるようになることの理解を図る。

※これらの内容は、現在予定・計画されている行事等の変更を依頼する主旨ではなく、校内で新たに計画する予定の研修や職員会議等の設定について配慮を依頼するものです。